

緊急時における東御市可燃ごみ処理に関する協定

東御市(以下「甲」という。)&イー・ステージ株式会社(以下「乙」という。)&は、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲の可燃ごみ処理施設である「東部クリーンセンター」(所在地:長野県東御市田中 656 番地 2) (以下「甲の施設」という。)&における修繕・停電・トラブル・休止及びごみ量増大・自然災害、大規模火災等により、甲の施設での焼却処理が困難となった場合の可燃ごみ(以下「処理不能可燃ごみ」という。)&の受入及び中間処理に関し、甲が乙に支援を要請するに当たっての必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定における「処理不能可燃ごみ」の種類は、東御市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(令和2年条例第 26 号)第2条2号に規定する廃棄物とする。

(支援の要請)

第3条 甲は、処理不能可燃ごみが発生した場合、乙に対し次に掲げる支援を要請するものとする。

- (1) 処理不能可燃ごみの受入及び処理処分
- (2) その他、前号に伴う必要な事務

2 甲は、乙に対し前項の要請を行うときは、次に掲げる事項を文書により通知するものとする。ただし、文書により難しい場合には、口頭により通知し、後に速やかに文書により通知するものとする。

- (1) 支援の要請内容
- (2) その他必要な事項

(処理不能可燃ごみの処理等の実施)

第4条 乙は甲から前条第1項の支援要請を受けた場合は、業務上の支障又はやむを得ない理由のない限りこれを受諾し、必要な人員、資機材を確保する等、甲が実施する処理不能可燃ごみの処理等に最大限協力するものとする。

- 2 乙は、処理不能可燃ごみの処理等を実施する際は、周囲の生活環境を損わないように十分配慮すること。
- 3 処理不能可燃ごみの処理等は、甲が乙の焼却施設が所在する長野県佐久市及び焼却処理後の残渣の再生処理を行う焼成施設が所在する埼玉県大里郡寄居町に対し必要な手続き(事前協議及び搬入通知)をし、佐久市及び寄居町がこれを受理した後に甲、乙間で処理不能可燃ごみの処理委託契約を締結し、実施するものとする。

(情報の提供)

第5条 甲は、処理不能可燃ごみ処理等に円滑な協力が得られるように、乙に甲の施設の復旧の状況等、必要な情報を提供するものとする。

(実施の報告)

第6条 乙は、実施する処理不能可燃ごみの処理等が終了したときは、各々次に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

(1)実施内容

(2)その他必要な事項

(費用の負担)

第7条 第3条第1項の要請により乙が実施した処理不能可燃ごみの受入及び処理等に要した費用の負担については、原則として甲が負担するものとし、その額は、処理不能可燃ごみの発生直前における同種の廃棄物の処理料金として適正な市場価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(補償)

第8条

(1)第4条に基づき実施した処理不能可燃ごみの処理等に従事した乙に係る者が、そのために死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の損害補償については、甲乙間にて協議のうえ決定するものとする。

(2)処理不能可燃ごみの受入作業による、乙の建設機械、建造物の損傷についての補償については甲乙間にて協議のうえ決定するものとする。

(3)支援従事中に第三者に対して及ぼした損害については甲乙間協議のうえ決定するものとする。

(協定書の有効期限)

第9条 この協定は、令和7年4月1日から効力を有することとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を合意しない限り、その効力を有する。

(解 除)

第10条 前条の規定にかかわらず、甲若しくは乙がこの協定書の各条項に違反した場合、又は甲若しくは乙の業務に大きな支障が発生する場合は、当事者合意の上、この協定を解除できるものとする。

(協議事項)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙間にて協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙が押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年3月 28 日

甲 長野県東御市県 281 番地 2

東御市

市 長 花岡 利夫



乙 長野県小諸市大字平原 309 番地 1

イー・ステージ株式会社

代表取締役 鈴木 宏信

